

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、法令遵守及び企業倫理の重要性を認識し、変動する社会・経済環境に対応した迅速な経営の意思決定と、経営の健全性の向上を図ることによって株主価値を高めることを経営上の最も重要な課題の一つとして位置付けております。

これを実現するために、全てのステークホルダー(利害関係者)との信頼関係の構築、情報開示の充実など下記の5項目を基本方針として機関、制度を一層強化・改善・整備しながら、コーポレート・ガバナンス(企業統治)を充実させていきたいと考えております。

1. 経営の透明性・健全性の維持確保
2. 適正かつ迅速な意思決定と説明責任・権限の明確化
3. コンプライアンス体制及びリスク管理体制の充実
4. 迅速かつタイムリーな情報開示
5. 牽制組織の確立

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】 更新

2021年6月の改定後のコーポレートガバナンス・コードに基づき記載しています。

【補充原則1 - 2 議決権の電子行使のための環境整備、招集通知の英訳】

2021年8月25日開催の第69期定時株主総会よりインターネットによる議決権行使サービスを導入することで、株主の利便性向上を図りました。現時点では外国人株主の保有割合が低いため、招集通知の英訳については実施しておりません。今後、外国人株主の保有状況を勘案しつつ、招集通知の英訳の実施について検討してまいります。

【補充原則2 - 4 中核人材の登用等における多様性の確保】

当社は、多様性の確保が重要であるとの認識を持っておりますが、女性・外国人・中途採用者の管理職等への登用等の自主的かつ測定可能な目標は設けておりません。

女性につきましては、当社の事業特性上、現状では推進できていない状況です。外国人につきましては、当社の事業は国内に限られるため、必須とは考えておりません。中途採用者につきましては、スキル・経験等を総合的に判断し、管理職への登用を行っております。今後、多様性確保に向けた人材育成方針と社内環境整備方針について検討してまいります。

【補充原則3 - 1 英語での情報開示・提供】

現時点では外国人株主の保有割合が低いため、英語での情報の開示・提供を行っておりません。今後、外国人株主の保有状況を勘案しつつ、英語での情報の開示・提供を検討してまいります。

【補充原則4 - 1 最高経営責任者等の後継者計画の監督】

当社は、最高経営責任者である代表取締役社長の後継者計画について、明確に定めたものではありません。後継者については、業務経歴を踏まえ、人格・識見・能力等の資質を勘案し、その時々々の経営状況や対処すべき課題に応じて最適と考える人物を選定することとしております。今後、後継者計画の策定等は必要に応じて検討してまいります。

【補充原則4 - 10 独立した指名委員会・報酬委員会の設置による独立社外取締役の適切な関与・助言】

当社は、監査等委員会設置会社であり、全取締役6名のうち、監査等委員である独立社外取締役を2名選任しております。それぞれの専門的な知識と豊富な経験を活かして、取締役会や各取締役への意見を述べるとともに、必要に応じて助言を行っております。

当社では、独立した指名委員会・報酬委員会を設置しておりませんが、指名・報酬など特に重要な事項に関する検討に当たり、独立社外取締役から助言を得て決議しております。

【原則4 - 11. 取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件】

当社の取締役会に女性、国際的な人材は含まれておりません。女性役員の登用は有用であると考えておりますが、現在、適切な人材が確保できておりません。また、国際的な人材登用については、当社の事業は国内に限られているため、必須とは考えておりません。今後は、当社の状況及び外部環境等を勘案し、必要に応じて検討してまいります。

【補充原則4 - 11 取締役会の全体としてのバランス、多様性・規模に関する考え方、取締役の選任に関する方針・手続き】

当社では、社内から登用される取締役については、当社事業の各分野にバランスよく知識・経験・能力を有する者を選任しております。独立社外取締役は2名(いずれも監査等委員である取締役)であり、全取締役の3分の1に達しており、当社の経営に関する客観的な意見や提言を示すと共に、取締役会の監督機能の強化に貢献できる知識・経験・能力・専門性が確保できる人材を選任しております。今後、他社での経営経験を有する独立社外取締役の選任や各取締役の知識・経験・能力等を一覧化したいいわゆるスキル・マトリックスの開示についても検討してまいります。

【補充原則4 - 11 取締役会全体の実効性についての分析・評価と結果開示】

当社では、取締役会全体の実効性について分析・評価を行っておりませんが、今後は、各取締役の自己評価なども参考にしつつ、取締役会全体の実効性分析・評価及び開示について検討してまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】更新

【原則1-4. 政策保有株式】

当社は、政策保有株式については、当該株式の保有が安定的な取引関係の構築や企業間取引の強化につながり当社の中長期的な企業価値の向上に寄与すると判断した場合、当該株式を保有してまいります。この方針に則り、取締役会にて個別銘柄の保有の適否を検証しております。

また、当該株式に係る議決権の行使については、当該企業の持続的な企業価値向上や当社との協力関係の維持・発展を図る等の観点から、総合的に判断して、議案に対する賛否を判断して、行使いたします。

【原則1-7. 関連当事者間の取引】

当社は、取締役の競業取引及び利益相反取引については取締役会の決議事項と定めております。

【原則2-6. 企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮】

当社には企業年金基金の制度はありません。

【原則3-1. 情報開示の充実】

() 当社は、「社員の成長と幸せを追求し、永続かつ発展的に企業価値を高め、より良い社会環境創りに貢献します。」という経営理念を定め、この経営理念のもと行動指針や経営ビジョン及び中期経営計画を策定し、当社ホームページにて開示しております。

() コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針については、本報告書「1. 基本的な考え方」に記載しております。

() 取締役会が経営陣幹部・取締役の報酬を決定するにあたっての方針と手続きについては、本報告書「1. 機関構成・組織運営」に係る事項【取締役報酬関係】（報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容）に記載しております。

() 当社は、経営陣幹部、取締役候補については、業務経歴を踏まえ、人格・識見・能力に優れた人物を指名しております。

また、社外取締役については、幅広い知識・経験を有し、人格・識見に優れており、その豊富な経験や識見を活かして、当社経営に関し客観的立場から助言・監督いただける人物を指名しております。

経営陣幹部の職務執行に不正又は重大な法令もしくは定款違反等があった場合は、解任することとしております。

取締役候補については、社外取締役も出席する取締役会において、十分な審議を行い決定しております。

() 個々の選任理由につきましては、「株主総会招集通知」に記載しております。

【補充原則3-1 サステナビリティへの取組み等】

当社は、「社員の成長と幸せを追求し、永続かつ発展的に企業価値を高め、より良い社会環境創りに貢献します。」の経営理念に基づき、当社が提供する商品・サービスによって、環境・社会の課題に解決策を示し、持続可能な社会を作っていきたいと考えております。このような価値観・取組みはSDGsとの親和性があり、事業活動を通じたSDGsの達成に貢献できると考えております。

サステナビリティへの取組みは、リスク対応のみならず企業価値向上に資する重要な収益機会と認識しており、具体的には、カーボンニュートラルと資源循環に寄与する製品群の拡販、及び、廃棄品削減にも注力し、持続可能な社会への貢献を行ってまいります。

また、中期経営計画の達成に向けて、「人材再構築プロジェクト」や「中部圏強化プロジェクト」、「首都圏強化プロジェクト」、「新ITサービスプロジェクト」を立ち上げております。これらのプロジェクトを推進することで、人材育成だけでなく、従業員がその能力を存分に発揮できる環境整備や、知的財産の拡大及び活用を進めてまいります。

【補充原則4-1 取締役会から経営陣に対する委任範囲の概要】

取締役会は、定款及び法令に定めるもののほか、取締役会において決議すべき事項を「取締役会規程」等において定めております。それ以外の業務の決定については、「組織規程」において、必要に応じて取締役に業務の分担を定め、もしくは業務を委任することができると定めております。

【原則4-9. 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】

当社は、社外取締役の独立性については、会社法が定める社外取締役の要件及び金融商品取引所が定める独立性判断基準を参考に判断しております。

また、社外取締役の選任に当たっては、取締役会における率直・活発で建設的な検討への貢献が期待できる人物を候補者としております。

【補充原則4-11 取締役の兼任状況】

当社の取締役の他の上場会社の兼任状況は、「株主総会招集通知」に記載しております。

【補充原則4-14 トレーニング方針の開示】

当社の取締役に対するトレーニングの方針は下記の通りです。

取締役就任時は、会社経営上の意思決定に必要な広範な知識や業務遂行に求められる知識習得を目的として、外部セミナー等に参加する機会を設けております。

また、社外取締役就任時には、当社及び業界の概要及び課題を説明する等、適切に職務を遂行するための情報を提供しております。

さらに、就任後においても、外部セミナー等に参加することを推奨し、役割及び責務を果たすための知識や時勢に応じた知識を更新する機会を提供しております。

【原則5-1. 株主との建設的な対話に関する方針】

() 株主との対話につきましては、IR担当役員を設定いたしております。

() 株主との対話につきましては、IR担当部署（総務人事部）の他、必要に応じ、関連部門が連携いたします。

() 当社ホームページ上のIR項目に「決算短信」など開示資料をはじめ、財務・業績データ（過去5年分・当期予想）、株価情報など各種情報を掲載し、株主へお伝えいたします。

() 株主、投資家からのご意見、懸念などにつきましては、総務人事部が取りまとめ、適宜、報告する体制としております。

() インサイダー情報につきましては、「内部情報管理及び内部者取引規制に関する規程」を定め、株主との対話においても、不用意に重要事実を伝えないように注意しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率

10%未満

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
オータケ持株会	451,800	11.39
西尾市	363,000	9.15
株式会社キッツ	338,000	8.52
オータケ従業員持株会	299,689	7.55
鈴木 照	175,000	4.41
岡谷鋼機株式会社	163,000	4.10
株式会社三菱UFJ銀行	136,300	3.43
尾崎 美津子	113,300	2.85
株式会社名古屋銀行	107,600	2.71
株式会社ベン	107,000	2.69

支配株主(親会社を除く)の有無	
親会社の有無	なし

補足説明

- 自己株式318,258株を保有していますが、上記大株主からは除いております。
- 持株比率は発行済株式総数から自己株式を控除した数に基づき算出しております。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 JASDAQ
決算期	5月
業種	卸売業
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査等委員会設置会社
------	------------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	15名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	6名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k		
石原 真二	弁護士													
赤星 知明	公認会計士													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びiのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	監査等委員	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
石原 真二			石原真二氏は石原総合法律事務所の代表者であります。同法律事務所とは法律顧問契約を締結しておりますが、同法律事務所に支払う報酬額は僅少であり、同事務所にとりまして報酬の依存度は極めて小さいものであり、株主・投資家の判断に影響を及ぼす恐れはないと判断されるため、概要の記載を省略します。	石原真二氏は、法曹界における豊富な経験と幅広い識見、また他社社外取締役及び社外監査役としての豊富な経験から当社の社外監査役及び社外取締役在任期間において、その職責を十分に果たしていただいております。今後も社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。なお、当社との間には、特別の利害関係はありません。また、独立性を有し、一般株主との利益相反の生じる恐れのないことから、独立役員として指定しております。

赤星 知明	赤星知明氏は、以前当社の会計監査人であった有限責任監査法人トーマツの出身ですが、当該監査法人の在籍期間中(1995年10月～2002年8月)、当社の監査業務に従事もしくは関与しておらず、また、退所されてから19年経過していることから、株主・投資家の判断に影響を及ぼす恐れはないと判断されるため、概要の記載を省略します。	赤星知明氏は、公認会計士・税理士として税務・会計全般に関して幅広い識見と、他社監査役としての豊富な経験を有しているため、社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。なお、当社との間には、特別の利害関係はありません。また、独立性を有し、一般株主との利益相反の生じる恐れのないことから、独立役員として指定しております。
-------	---	---

【監査等委員会】

委員構成及び議長の属性

	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	委員長(議長)
監査等委員会	3	1	1	2	社内取締役
監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無	なし				

現在の体制を採用している理由

当社では監査等委員のうち、1名が常勤監査等委員であることから、現在、監査等委員会の職務を補助すべき使用人を設けておりません。ただし、監査等委員会の求めがある場合は、監査等委員会の業務を補助する取締役もしくは業務関連部署にその業務の補助にあたることとしております。

監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査等委員会は、内部監査部門及び会計監査人との連携や監査等委員以外の取締役等からの報告等の方法によって、内部監査や内部統制の状況をモニタリングし、取締役等の職務執行について監査しております。

また、監査等委員会は、内部監査部門及び会計監査人と適時意見交換を行い、相互認識を深めるとともに監査情報等を交換しており、監査等に関する新たな課題がある場合は、随時会合を持つこととしております。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし
----------------------------	----

【独立役員関係】

独立役員の人数	2名
---------	----

その他独立役員に関する事項

独立役員の資格を充たす社外取締役については全て独立役員に指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	業績連動報酬制度の導入、その他
---------------------------	-----------------

該当項目に関する補足説明 更新

・前事業年度対比の達成状況に応じた業績連動報酬を採用しております。業績連動報酬に係る指標は、前年対比での売上高・営業利益・経常利益増減等であり、各事業年度の安定的な収益計上を重視して、当該指標を選択しております。

・株価変動のメリットとリスクを株主様と共有し、株価上昇及び企業価値向上への貢献意欲を従来以上に高めることを目的として、譲渡制限付株式報酬制度を導入しております。

ストックオプションの付与対象者	
-----------------	--

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況 個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

最近事業年度(2021年5月期)における当社の取締役の報酬等の総額は次のとおりであります。
 取締役(監査等委員である取締役を除く。)4名 報酬等の総額 53,048千円
 取締役(監査等委員)3名 報酬等の総額11,530千円(うち社外取締役4,800千円)
 (注)

1. 当事業年度末現在の人員は、取締役4名、監査等委員3名であります。
2. 報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 更新 あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)及び監査等委員である取締役の報酬は、2015年8月27日開催の定時株主総会において承認された報酬総額の範囲内であり、取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬については取締役(監査等委員である取締役を除く。)の職務、在任期間の業績と成果及び貢献度等諸般の事項を総合的に勘案した報酬額を取締役会において決定し、監査等委員である取締役の報酬については監査等委員である取締役の職務と責任に応じた報酬額を監査等委員である取締役の協議によって決定しております。なお、当事業年度の当社の取締役の報酬については、2020年8月27日開催の取締役会にて決定しており、監査等委員である取締役の報酬については、2020年8月27日の監査等委員会で決定しており、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容がこの決定方針と整合していることを確認し、当該決定方針に沿うものであると判断しております。また、取締役(監査等委員である取締役を除く。)の個人別の報酬等については、取締役会決議に基づいて代表取締役社長村井善幸がその具体的内容について委任を受けるものとし、その権限の内容は各取締役の基本報酬の額並びに各取締役の業績寄与度等のプロセス評価を踏まえた評価配分とすることとしております。代表取締役社長に委任した理由は、当社全体の業績を俯瞰しつつ各取締役の担当領域や職責の評価を行うには代表取締役社長が最も適しているからであります。

当社の役員報酬等に関する株主総会の決議年月日は2015年8月27日であり、決議の内容は、取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬額を年額1億5千万円以内と定め、各取締役に対する具体的金額、支給の時期等は取締役会の決議によることを定めており、当該株主総会終結時点の員数は7名です。また、監査等委員である取締役の報酬額を年額3千万円以内と定め、各監査等委員である取締役に対する具体的金額、支給の時期等は監査等委員である取締役の協議とすることを定めており、当該株主総会終結時点の員数は3名です。

また、2021年8月25日開催の第69期定時株主総会において、株価変動のメリットとリスクを株主様と共有し、株価上昇及び企業価値向上への貢献意欲を従来以上に高めるため、新たに譲渡制限付株式報酬制度を導入することが決議されました。決議の内容は、対象取締役の報酬等の額とは別枠として、対象取締役に対する譲渡制限付株式に関する報酬等として支給する金銭報酬債権の総額を年額2千万円以内、各事業年度に割当てる株式の上限を16,000株と定めており、譲渡制限付株式の割当ては対象取締役の貢献度等諸般の事項を総合的に勘案した報酬額及び株式数を取締役会において決定するものであります。

【社外取締役のサポート体制】

監査等委員である2名は独立した社外取締役であり、その職務を補助すべき使用人は、特別にこれを定めることはせず、各取締役の判断のもとに必要に応じて、適宜、業務関連部署にその業務の補助にあたらせることとしております。また、常勤の監査等委員1名(社内取締役)が社外取締役に必要な情報伝達を行うなどのサポート体制を確保しています。

また、監査等委員が職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合は、その職務を補助するための使用人を置くことができる体制としております。

【代表取締役社長等を退任した者の状況】

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の氏名等

氏名	役職・地位	業務内容	勤務形態・条件 (常勤・非常勤、報酬有無等)	社長等退任日	任期
鈴木 照	最高顧問	業界団体や財界等の活動並びに自然環境保護活動による地域社会への貢献 活動による情報収集及び経営陣への情報提供 顧客や取引先等の冠婚葬祭及び行事対応	非常勤 報酬有	2007/8/28	1年

その他の事項

- ・最高顧問は、当社の取締役会及び経営会議その他の会議体に出席せず、経営の意思決定に影響を及ぼすような強制力はなくガバナンス上の問題はありません。
- ・最高顧問は、主に財界等の活動並びに自然環境保護活動による地域社会への貢献に取り組んでおり、それらの活動から情報収集を行うとともに得られた情報を経営陣に提供しています。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

当社は、コーポレート・ガバナンス体制の一層の強化を図り、企業価値を向上させることを目的として、2015年8月27日開催の第63期定時株主総会において「監査等委員会設置会社」に移行し、役員構成は業務執行取締役3名、監査等委員3名(うち社外取締役2名)の計6名の取締役となりました。取締役会は、「取締役会規則」に則り、経営方針の策定や業務執行における重要な意思決定機関として業務執行取締役及び監査等委員の出席により毎月1回の定例取締役会のほか、必要に応じて機動的に臨時取締役会を開催しております。また、業務執行取締役、常勤監査等委員及び各部門長で構成される「予算実績会議」を毎月開催し、業績や業務遂行状況の早期把握及び経営方針の徹底等を行っております。

また、取締役会で決議した「内部統制システム構築の基本方針」に則り、「コンプライアンス体制」、「取締役の職務執行の効率性確保の体制」、「リスク管理体制」等の体制の構築・運用を 監査等委員の監視及び監査により、より実効性の高い体制を構築してまいります。

また、内部監査室により、定期的に各部署の業務執行状況及び法令・社内規程の遵守状況を監査し、業務執行取締役及び監査等委員会に報告し、コンプライアンスの徹底及びリスク管理体制の構築に努めております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社の取締役会は、業務に精通する業務執行取締役3名と、監査等委員である取締役3名の合計6名で構成しております。監査等委員3名のうち社外取締役2名は、他社での社外取締役・社外監査役を長年務めるなどそれぞれの分野においての豊富な知識と経験に基づき、内部監査室と連携して監査を行うとともに、一般株主に近い立場から忌憚のない意見を取締役会等の場を通じて述べていただいております。当社の事業規模・内容及び経営の効率性並びに透明性の強化を図る観点から、現状のコーポレート・ガバナンス体制は、現時点で有効に機能し、当社においては最適なものと考えており、また企業価値の向上にも資するものと判断しております。

当社は2015年8月27日開催の定時株主総会において、監査等委員会設置会社への移行を柱とする定款変更の承認を受けて、監査等委員会設置会社に移行いたしました。

当社では、社内取締役1名と社外取締役2名で構成される監査等委員会の設置により、取締役会の監督機能及びコーポレート・ガバナンス体制の一層の強化が図れるものと考えており、現状の体制を採用いたしております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
集中日を回避した株主総会の設定	当社開催の株主総会は8月であり、比較的株主総会が集中しない月であります。特別の事情がない限り同月開催の集中日を回避するようにしております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
IR資料のホームページ掲載	当社ホームページ上のIR項目に「決算短信」などの開示資料をはじめ、財務・業績データ(過去5年分・当期予想)、株価情報など各種情報を掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	当社の情報取扱責任者は常務取締役企画管理本部長となっております。当社のIR担当部署は総務人事部となっております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社は「経営理念」「行動指針」「経営ビジョン」を制定し、ステークホルダーの皆様から信頼を得、より良い社会環境創りに貢献するよう努めております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	「公益信託オータケ記念愛知県環境保護基金」を創設して毎年寄付金支出支援により、環境保全活動を推進しております。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、取締役会で決議した内部統制システム構築の基本方針に基づき、その整備を行っております。

- (1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令・定款に適合することを確保するための体制
・当社は、「経営理念」、「行動指針」、「経営ビジョン」を全ての取締役及び使用人に周知し、企業倫理意識の向上や法令遵守のため「法令遵守規程」の徹底を図り、必要に応じて研修を実施する。
・取締役会は、取締役会規則に則り会社の業務執行を決定する。
・代表取締役社長は、取締役会規則に取締役から委任された会社業務の決定を行うとともに、かかる決定、取締役会決議、取締役会規則に従い職務を執行する。
・取締役会が取締役の職務の執行を監督するため、取締役は会社の業務執行状況を取締役会規則に則り取締役会に報告するとともに、他の取締役の職務執行を相互に監視・監督する。
・社長直属組織である内部監査室が、本社及び各支店・営業所を定期的に監査し、その結果を代表取締役及び取締役会に報告する。
・当社における法令遵守の観点から、これに反する行為等を早期に発見し、是正するため、「内部通報制度規程」を制定し、グループ社員を含む役員全員に徹底する。
- (2) 取締役の職務の遂行に係る情報の保存及び管理等に関する体制
取締役の職務の遂行に係る文書(電磁的記録を含む)は、これに関する資料とともに社内規程に従い保管し、必要に応じて運用状況の検証、各規程の見直しを行う。
- (3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
全社的なリスク管理は管理部門が統括的に管理するが、各部門固有の業務に付随するリスクについては、各部門長がそれぞれに自部門に内在するリスクを把握、分析、評価したうえで適切な対策を実施するとともに、使用人への教育を実施する。また、不測の事態が発生した場合は、社長指揮下の対策本部を設置し、迅速かつ適正な対応を行い、損害を最小限に抑える体制を整える。
- (4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
事業計画の策定・執行状況の進捗チェック等の経営マネージメント、並びに取締役会規則の厳正なる運用による業務執行マネージメントの徹底により、取締役の職務執行の効率性の確保を行う。また、業務の適正を確保するため、ガバナンス体制や内部監査体制の強化を図る。
- (5) 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制
当社グループは、業務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための諸施策に加え、以下の体制を構築する。
・子会社を主管する部門が、「関係会社管理規程」に基づき、子会社の経営を管理するとともに、状況に応じ取締役を派遣して経営を把握し、取締役会への報告を行う。
・関係会社管理規程において、子会社との協議事項、子会社からの報告事項等を定め、適宜、子会社を主管する部門が子会社からの報告を受け、取締役会への報告を行うものとする。
・子会社に対して法令遵守、損失の危険の管理、財務報告の適正性の確保、効率的職務執行体制等の主要な内部統制項目について、各体制、規程等の整備の助言・指導を行うほか、子会社への教育・研修の実施などによりグループとしての内部統制システムの整備を図るものとする。
・社長直属組織である内部監査室は、年度計画に基づき当社グループの内部監査を実施し、取締役会及び子会社を主管する部門に結果を報告する。
- (6) 監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
監査等委員会の求めに応じて選任された監査等委員会補助者は、監査等委員会直属の組織とし、人事評価及び人事異動等については監査等委員会の事前の同意を得る。
- (7) 当社及び子会社の取締役及び使用人が監査等委員会に報告するための体制、その他の監査等委員に報告するための体制
当社及び子会社の取締役及び使用人が行う監査等委員会に対する報告は、法令の規定事項のほか、次の事項とする。
・当社及び子会社の業務・財務並びに業績等に重大な影響、損害を及ぼす事項
・当社及び子会社の役員が法令及び定款に違反する行為、又は、これらの行為を行うおそれがあると考えられる事項
・内部監査室長が行う内部監査の実施状況、業務遂行の状況、内部統制に関する活動状況並びに内部通報制度の運用状況及び通報の内容
・監査等委員会から業務執行に関する事項の報告を求められた当社及び子会社の取締役及び使用人は、速やかに当該事項につき報告を行う。
- (8) その他監査等委員の監査が実効的に行われることを確保するための体制
「監査等委員会規則」に則って監査を行うことにより、監査の実効性を確保する。又、代表取締役社長との意見交換会を行い、効率的な監査業務の遂行を図る。
- (9) 財務報告の信頼性を確保するための体制
当社は、金融商品取引法の定めに従い、健全な内部統制環境の保持に努め、有効かつ正当な評価ができる内部統制システムを構築し、適正な運用に努めることにより財務報告の信頼性と適正性を確保する。
- (10) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及び体制整備について
当社は、反社会的勢力に対しては毅然とした態度で臨み、一切の取引は行わず、不当・不正な要求に応じないことをグループ社員を含む役員全員に徹底する。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社における反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況については次のとおりであります。

- (1) 基本的な考え方
「内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況」の「(10) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及び体制整備について」に記載のとおりであります。
- (2) 整備体制について
当社は、反社会的勢力に対して毅然とした態度で臨み、一切の取引は行わず、不当・不正な要求に応じないことをグループ社員を含む役員全員に徹底しております。また、警察等の外部専門機関との連携を図り、反社会的勢力の排除活動に取り組んでおります。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

(1) 適時開示に係る基本姿勢について

当社は、投資者への適時適切な会社情報の開示が健全な証券市場の根幹をなすものであることを十分に認識するとともに、常に投資者の視点に立った迅速、正確かつ公平な会社情報の開示を適切に行えるよう添付書類に記載した社内体制の充実に努めるなど、投資者への会社情報の適時適切な提供について真摯な姿勢で臨んでおります。

(2) 適時開示に係る社内体制の状況

ア. 当社は上場企業として、不特定多数の投資者に対し、投資判断の基礎となる重要な会社情報の開示を均等、迅速、正確かつ公平に行うことを基本とし、総務人事部を情報開示担当部署として、子会社と緊密な連携をとりながら、情報管理および適時開示の周知徹底を図っております。

イ. 情報取扱責任者は常務取締役企画管理本部長とし、当社および子会社の重要な決定事実および発生事実等が、業務運営・業績等にどのような影響を及ぼすか、同取締役が中心となり、総務人事部から各関連部署ならびに関係者と連絡をとり「会社情報適時開示」についての要否を検討します。

ウ. 当社の重要な会社情報については、取締役会決議後、速やかに開示いたします。また、重要事実の発生についても、発生を認識した時点で速やかに開示いたします。

エ. 情報の開示については、常務取締役企画管理本部長の指示に基づき、総務人事部にて作成した開示資料を適時開示システム「TDnet」で開示いたします。

オ. 「TDnet」で開示いたしました会社情報は、当社のホームページに掲載いたします。